

平成25年 第13回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年 7 月 25 日（木）午前10時02分

場 所：教育委員会室

平成25年7月25日

## 東京都教育委員会第13回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第48号及び第49号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第50号議案

平成26年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第51号議案、第52号議案及び第53号議案

平成26年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

#### 2 報 告 事 項

(1) 請願について

(2) 東京都立高等学校入学者選抜制度（学力検査に基づく選抜）の改善の検討について

(3) 学校におけるアレルギー疾患対策について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	次長	直原 裕
	教育監	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	堤 雅史
	地域教育支援部長	秀嶋 善雄
	指導部長	金子 一彦
	人事部長	加藤 裕之
	福利厚生部長	前田 哲
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	人事企画担当部長	粉川 貴司
（書記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛史

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第13回定例会を開会します。

まず、取材・傍聴関係でございます。取材関係は、MXテレビほか4社、合計5社からの申込みがございました。個人は、合計19名からの申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室をしていただきますが、その前にMXテレビが頭撮りを行いますので、よろしく願いいたします。2分です。

議事に入ります前に、私から一言申し上げます。前回7月11日に開催されました教育委員会の定例会におきましては、議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して、東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき、私から退場を命じました。こうした事態が発生し、静ひつな環境での教育委員会の議論が妨げられたということは大変遺憾に思います。今後、こうした事態が起こらないよう、傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促しても、なお違反行為を行います場合には退場を命じます。また、傍聴人規則に違反する行為により議事を妨害するようなことが生じた場合には法的措置を取らせていただきますので、この点につきましてあらかじめ申し上げておきます。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回6月27日開催の第11回定例会会議録については、先日本配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第11回定例会の会議録

については御承認いただきました。

前回7月11日開催の第12回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

## 議 案

### 第48号及び第49号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【委員長】 まず、第48号及び第49号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件についてです。説明を、都立学校教育部長、お願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは、第48号及び第49号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案を依頼する議案及び東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を制定する議案について資料を基に御説明申し上げます。

まず、「1 改正内容」でございます。

(1) 条例におきましては、東京都特別支援教育推進計画に基づき、新たに設置いたします特別支援学校2校の名称及び位置を定めます。1校目は青山特別支援学校、これは知的障害教育部門でございますが、港区南青山に設置いたします。2校目、鹿本学園でございますが、肢体不自由教育部門、それから知的障害教育部門の併置校でございますが、位置は江戸川区本一色でございます。

次に、(2) 規則でございます。まず、表にございますが、足立特別支援学校に新たに学科として職能開発科を設置いたします。それから、(1) の条例で説明いたしました青山特別支援学校及び鹿本学園につきまして、障害種別、課程、学科を定めるものでございます。

2ページを御覧ください。「2」にありますように、条例関係につきましては、都議会に付議する時期といたしまして、平成25年第三回東京都議会定例会を予定してご

ございます。

次に、「3 施行期日」でございますが、条例及び規則とも公布の日から施行をいたします。

なお、議案文及び新旧対照表につきましては、つづりの裏側からとじてございます。

御説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

職能開発科というのは、他の学校にもあるのですか。

【都立学校教育部長】 初めて設置するものでございます。

【委員長】 具体的には、どういうカリキュラムで授業をやるのですか。

【都立学校教育部長】 対象といたしましては、これまでの職業コースは障害が軽度の方を対象にしておりましたが、職能開発科では、それよりもやや重い軽度から中度の方を対象といたしまして、主に定型的な業務を学んでいただけるようにと考えてございます。任された職務を正確に遂行できる能力を培いたいということでございまして、オフィスでのパソコンのデータ入力ですとか清掃業務のようなものを予定してございます。

【委員長】 分かりました。他に御質問はございませんか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については、原案のとおり御承認いただきました。ありがとうございました。

#### 第50号議案

平成26年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期過程）用教科書の採択について

#### 第51号議案、第52号議案及び第53号議案

平成26年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

【委員長】 次は、第50号議案、第51号議案、第52号議案及び第53号議案でありま

す。

第50号議案、平成26年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について並びに第51号議案、第52号議案及び第53号議案、平成26年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、説明を、指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 本日は、第50号議案といたしまして、平成26年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について、そして第51号議案から第53号議案まで、平成26年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、御審議いただきます。

小学部、中学部、小学校、中学校の義務教育諸学校の教科書につきましては、教科書無償措置法の規定によりまして、東京都教科用図書選定審議会の意見を聞いて採択するということが定められております。2枚目を御覧ください。本年7月1日付けの東京都教科用図書選定審議会の答申がございます。この記書きにありますように、別添の資料「平成26年度使用教科書採択について」は、それぞれの学校において使用する教科書採択の資料として適切であるという答申をいただいております。本日の議案は、この答申に基づきましてお諮りするものでございます。

なお、この「平成26年度使用教科書採択について」は、お手元に配布してございます。

それでは、説明資料の1枚目に戻っていただきまして、まず1番といたしまして、第50号議案、平成26年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択についてでございます。これにつきましては、文部科学省検定済教科書でございまして、これにつきましても無償措置法におきまして、採択替えのあった後4年間は同じ教科書を使うという定めがございます。今年度は採択替えの年度ではございませんので、この10校の中高一貫教育校につきましては、平成25年度、今年度使用の教科書と同一の教科書を採択するものでございます。

裏をめくっていただきまして、「2 都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について」でございます。これについては、第51号議案から第53号議案まで3つございます。（1）の文部科学省検定済教科書につきましては、今御説明いたし

ましたとおり、今年度と同一の教科書を採択するというものでございます。

(2) の文部科学省著作教科書が第52号議案でございますが、この文部科学省著作教科書と申しますのは、需要数が少ないために民間による発行が難しいということで、文部科学省が著作編集した教科書で、点字、聴覚障害、知的障害の3種類がございます。これにつきましては、文部科学省の教科書目録に掲載されましたもの全てを採択するものでございます。

(3) の学校教育法附則第9条の規定による教科書、いわゆる一般図書が第53号議案でございます。これにつきましても、教科用図書選定審議会から一般図書につきましては使用するのに適切であるという答申をいただいておりますので、この図書一覧に掲載されたもの全てを採択するものでございます。

議案といたしまして、右とじの議案をお付けしてございます。使用する具体的な教科書につきましては、第50号議案につきましては、1ページめくっていただきますと中高一貫教育校の教科書が示してございます。

次に、第51号議案につきましても、1枚めくっていただきまして9ページ以降に小学部、中学部それぞれの教科書を一覧で示してございます。

第52号議案、著作教科書についてでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました点字版、聴覚障害者用、知的障害者用の3種類の教科書をそれぞれ掲載してございます。

最後に、第53号議案でございますが、一般図書につきましては障害により使用する絵本などにつきまして一覧でまとめてございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。それでは、各議案について御審議をお願いします。事務局から説明がありましたように、一般図書以外の教科書は4年間同一の教科書を使用するということになっておりますので、今回平成26年度使用教科書については、平成25年度使用教科書と同一の教科書を採択することになります。審議会から適切であると答申を得た別添資料「平成26年度使用教科書採択について」においても、一般図書以外の教科書は平成25年度使用教科書と同一の教科書を採択案とするとしております。



それでは、一つずつ参りますが、第50号議案、平成26年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択についてであります。本件は、教科書の具体的な名前については通しページの3ページから4ページに記載されておりますので、御覧いただきたいと存じます。いかがでございましょうか。昨年と同様の教科書を採択するという案を審議会からいただいておりますが、特に御意見はございませんか。——〈異議なし〉——それでは、この件については、原案のとおり御承認いただきました。

次に、第51号議案、平成26年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択についてであります。本件は文部科学省検定教科書に係る採択でありまして、教科書の具体的な名前については9ページ以降に記載がしてございます。このようなことでよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましても原案のとおり御承認いただきました。

次に、第52号議案、平成26年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択についてであります。本件も文部科学省著作教科書に係る採択であります。具体的な教科書については15ページから21ページに一覧表が出ておりますので、御覧いただきたいと思えます。何か御質問、御意見はございますか。このとおりでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましても、原案のとおり御承認いただきました。

最後であります、第53号議案、平成26年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択についてであります。本件は学校教育法附則第9条の規定による教科書、いわゆる一般図書に係る採択ということになります。具体的には、議案の25ページから54ページに一覧表にまとめてございます。これについては何か御意見はございますか。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましても原案のとおり御承認いただきました。ありがとうございました。

## 報 告

(2) 東京都立高等学校入学者選抜制度（学力検査に基づく選抜）の改善の検討につ

いて

【委員長】 それでは、報告についてであります。順番を入れかえて、最初に東京都立高等学校入学者選抜制度（学力検査に基づく選抜）の改善の検討について、報告を承ることにいたします。都立学校教育部長、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 それでは、御報告を申し上げます。東京都立高等学校入学者選抜制度の改善の検討についてでございます。

資料の左上、1を御覧いただきたいと思います。現行の選抜制度の概要でございます。大きく推薦に基づく選抜と学力検査に基づく選抜がございまして、今回、学力検査に基づく選抜の改善の検討に着手するのに当たりまして、改善の方向性を御報告させていただきます。

現行の学力検査に基づく選抜でございますが、左にございまして、第一次募集、欠員発生時に行う第二次募集、それからこれと同時期にあらかじめ募集人員を分けております分割前期募集、分割後期募集という形で実施してございます。

その右の上が選抜の基本及び原則でございます。まず、単独選抜の実施をしております。それから、平成15年度に学区制度を廃止いたしまして、全都募集を行っております。また、学力検査と調査書を合わせて合格者を決定することを基本といたしております。学力検査につきましては、5教科の共通問題を基本としております。また、普通科におきましては、原則男女別定員制を採っているところでございます。そのような原則の下で、これまでは特色化の推進のために学校に委ねていた部分がございました。

それが具体的にはその下でございます。内容といたしまして、検査の教科数でございますが、3教科から5教科の範囲で学校が設定する。それから、学力検査と調査書の比率につきましても、学力検査7対調査書3から、学力検査4対調査書6の範囲で学校が設定する。あと、面接、小論文・作文、実技検査の実施。それから、傾斜配点でございますけれども、例えば英語の配分を2倍にするなど、学校が指定する特定の教科を重視した配点ができる。特別選考につきましては、全体の募集人員の1割につきまして、学力検査のみで合格者を決定するなど各学校が独自の合格基準を設定でき

る。男女別定員制につきましても、募集人員の1割につきましても、男女合同にいたしまして総合成績順に合格者を決定できる制度を採ってまいりました。

この結果、その下の左でございますけれども、このような教科ですとか配点、独自の検査の方法などを組み合わせて実施することになっておりまして、右でございますとおおり、制度が複雑化しているのではないかという意見が出てございます。

具体的に有識者、関係者等の意見でございますが、大きな2のボックスでございます。例えば学識経験者の方からは、今の制度では受検者の学力そのものを見るウエートが狭まってきているのではないか。それから、大事なことでございますが、子供のための選抜であるというのが本来の考え方なのではないかということでございます。また、保護者の方からも、分かりやすい選抜制度にしてほしいという御意見を頂戴しております。中学校からは、教育活動の特色で受検する高校を中学生は選んでいるのだというような御意見、逆に高校からは、このような組合せを実施することによりまして、受検者に対するメッセージを発信できているのではないかという意見もございます。なお、実際に都立高校を受検した生徒等の意見につきましては、次回の御報告の際にお示しをいたしたいと思っております。

次に、右側を御覧いただきまして、「3 現行選抜制度における課題」でございます。まず、中学校教育と高等学校教育の接続という面でございますが、一番上の丸にございますとおおり、具体的には二つ目から四つ目の丸に中身がございまして、入学者選抜というのは中学校教育と高等学校教育を接続する役割を担っていると考えてございまして、そういう考え方のもとでは、右にございますが、現行の学力検査に基づく選抜が高等学校で求める中学校で身に付けるべき学力を見る選抜制度になっているかということを変更して検証する必要があると考えてございます。

二つ目ですが、先ほど御説明いたしました現在の選抜制度は、平成9年に策定をいたしました都立高校の個性化・特色化を理念とする改革推進計画に基づいて制度が作られております。しかし、現在は、平成24年2月に生徒を「真に社会人として自立した人間に育成する」ことを目的とした新たな推進計画を策定して推進しているところでございます。そのため、現在の計画に基づいて学力の定着と伸長を図るために、選抜制度を改善する必要があるのではないかと考えてございます。

三つ目でございますが、先ほど現状を御説明したとおり、複雑化した選抜制度になってございます結果、合否が本当に受検者の学力によるものかが分かりづらくなっているのではないかと考えております。受検者が中学校の3年間で培ってきた学力によりまして入学者選抜が実施されますように、現行の複雑化した選抜制度を改善する必要があるのではないかと考えてございます。

このような課題に基づきまして、「4 改善の視点」でございますが、現在の選抜方法ですとか選抜尺度などが、高校入学までに中学校で身に付けるべき力を的確に問えているかということを検証して、必要な見直しを図りたいと考えてございます。また、学校の設置目的に応じまして適切な選抜方法や選抜尺度となるように改善を図りたいと考えてございます。さらに、これまで各都立高校に委ねていた具体的な選抜方法につきまして、課程や学科等に基づきまして共通化・簡素化を図りまして、受検生にとって分かりやすい制度にしたいと考えてございます。

検討のスケジュールでございますが、有識者、保護者代表等を委員といたします入学者選抜制度検討委員会の中で、4の視点を含めた検討を進めてまいりまして、年内に成案をまとめたいと考えてございます。具体的には、平成27年度の入学者選抜からの実施を目指しております。

御報告は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何か御質問、御意見はございますか。

一番最後におっしゃった4の課程や学科等に基づき共通化・簡素化を図る案も出してもらおうということですね。

**【都立学校教育部長】** どこまで共通化・簡素化ができるかどうかを具体的に検討してまいりまして、また御報告をさせていただきたいと思っております。

**【委員長】** 分かりました。

他に御意見はございませんか。

**【内館委員】** 別紙の有識者、保護者代表は、どういった観点から選ばれた人たちなのでしょうか。

**【入学選抜担当課長】** 外部の検討委員の選出でございますが、有識者につきまし

ては都立高校の入学選抜制度につきまして識見がある方ということで選ばせていただきました。また、保護者は、それぞれ高等学校、中学校のPTAの代表の方から選ばせていただきました。また、区市教育委員会は、それぞれ区市の教育委員会の指導室課長から推薦いただきまして選ばせていただきました。また、中学校、高等学校につきましては、それぞれ中学校長会、高等学校長会からの推薦で選出させていただきました。

以上でございます。

【内館委員】 分かりました。

【委員長】 これは座長のような方はいらっしゃるのですか。

【都立学校教育部長】 検討委員会につきましては、資料の5にございますとおり、委員長は我々の教育監でございます。

【委員長】 他に御質問はございますか。

【竹花委員】 一つ質問ですけれども、推薦選抜の男女別の比率はどのように定めていましたか。

【入学選抜担当課長】 推薦選抜につきましては、男女別定員のある学校につきましては、その比率に合わせて募集を行っております。

【竹花委員】 どの高校も原則男女別の定員制を採っているわけでしょう。

【入学選抜担当課長】 はい。

【竹花委員】 その割合を同じように推薦選抜でも適用している高校が多いということですか。

【入学選抜担当課長】 中学校第3学年の男女比に基づきまして男女別の定員制を定めておりまして、それに合わせて推薦選抜におきましても男女別の募集人員を定めてございます。

【竹花委員】 学力検査であるにもかかわらず、男女別の定員制を原則としてきた理由は何なのですか。

【入学選抜担当課長】 新制高校設立のところまで遡りまして、男女共学を推進するという視点に立ちまして男女別定員制が始まったと記録には残っております。

【竹花委員】 この問題は、高等学校教育を進める上でどうしていくのかという問

題もあるでしょうけれども、男女別の定員制を取り外したとしても、ここの高校は男子だけ、ここの高校は女子だけということには絶対ならないと思いますし、そういう点も含めて、その原則が正しいのかどうかを含めて御検討をお願いいたしたいと存じます。

もう一つは、全都募集ということで進めているのですけれども、今でなくてよろしいですので、やはり選ぶ側とすれば近いところとなるのではないかと僕は思うのですけれども、相当遠いところにも行っている生徒が結構いるものなのかどうか。学区制度を廃止したことで大きな変化が生じているのかどうか、その点についても次回に教えていただければと存じます。

**【都立学校教育部長】** 承知いたしました。

**【竹花委員】** その他の点については、ここに書かれている課題を十分認識しながら広く議論していただきたいと思うのですけれども、先ほど少し質問もあったことに関連して、中学校の先生や高等学校の先生も広く意見を言えるような機会、保護者の方々もそうですが、そうした機会を作ることを工夫してほしいと思います。今はいろいろそうした工夫をしていると思います。法律を策定する過程でも、条例を策定する過程でも、公に案を示して意見を求めるということもございます。この問題は多くの人たちの将来に関わる問題でありますので、有識者会議の進め方を含めて幅広い意見が取り入れられるような仕組みをしっかりと築いた上で議論していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**【委員長】** よろしく願いします。他によろしいですか。それでは、この件については報告として承ったことにいたしますが、幾つかの質問、疑問が出されましたので、宿題として受け止めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

### (3) 学校におけるアレルギー疾患対策について

**【委員長】** 次の報告事項です。報告事項(3)学校におけるアレルギー疾患対策について、説明を、地域教育支援部長、よろしく願いします。

**【地域教育支援部長】** よろしく願いいたします。学校におけるアレルギー疾患

対策について御説明申し上げます。

報告資料は、クリップで留めております「学校におけるアレルギー疾患対策について」を使いまして御説明申し上げます。

まず、一番上の段でございますけれども、学校におけるアレルギー疾患対策につきましては、文部科学省が監修いたしました「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を基本としております。大きく分けまして、一番上の段の左側ですが、日頃からの予防体制と、誤ってアレルギーの原因物質を食べた場合の緊急対応が重要ではございますが、具体的には事前の準備といたしまして、こちらに掲げてありますような「生活管理指導表」の提出を受けまして、児童・生徒の症状を把握し、さらに保護者などとの面談により対応内容を決定してまいります。そして、現場では、給食や校外学習等での対応が必要となってきます。万が一、アナフィラキシー症状を起こした場合につきましては、応急処置ですとか救急車を要請するというところになります。

しかしながら、資料上段の右側でございますように、対応上の課題といたしまして、ガイドラインが総論的・理念的でございまして、校内体制の標準的なモデルが示されていないため、各校で具現化しにくく、また、緊急時対応が簡潔に示されていないため、実用性に欠けるという指摘もございます。そのため、予防体制と緊急時対応につきまして、庁内の検討会で検討いたしまして、ガイドラインを補完できる具体策を示しまして、地教委、学校の取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

真ん中の段でございますけれども、都教育委員会における新たな検討結果ということで、まず、予防体制の確保の点でございますが、児童・生徒の正確なアレルギー状況の把握につきまして、「生活管理指導表」の適正化を医師会に働き掛けてまいります。「生活管理指導表」は、保護者の依頼によりまして主治医が作成するものでございますが、これまで曖昧な記載がございまして、学校での対応が複雑化する場合がありますとの指摘がございました。このため、医師会に対しまして医師の「生活管理指導表」の適正な記載と学校現場における正確な医療情報の指導について働き掛けを行ったところでございます。

校内体制の確保、教職員間の役割の明確化につきましては、食物アレルギー対応委員会の設置など、学校が人員や設備なども考慮に入れた体制を確保していきたいと考えております。

2枚目をお開きいただきたいと思います。「学校における緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応について」と題名を記載した資料ですが、左側が平時からの備えといたしまして全教職員に徹底する事項でございます。食物アレルギー対応委員会を設置いたしまして、こちらに記載されておりますように、普段からエピペンの保管場所の確認ですとか、定期的な校内研修、例えばエピペントレーナーの実習ですとか、そのような訓練の実施を行います。これがエピペントレーナーの現物でございます。このようなものを使いまして、実際に教職員の方が日常的に触れていただいて訓練を行うことが重要なのではないかと考えています。

エピペンとは、アナフィラキシー症状が起きた際に打って症状を一時的に軽減させるアドレナリン自己注射薬の商品名でございます。

また、教職員の役割を明確化する目的から、教職員の標準的な役割を明示する観点で、ページをめくって3枚目をおめくりいただきたいと思います。こちらは「学校給食における食物アレルギー対応役割分担表」でございますけれども、左側は国が監修いたしましたガイドラインの中で示されております対応のフローチャートでございます。こちらは実際に国のガイドラインで示されているものでございまして、対応の流れは分かるわけでございますが、役割分担、例えば保護者の方、担任の先生の個々人の役割分担が必ずしも明確ではないということで、私どもで右側に対応の流れに沿いまして、例えば対応申請の確認ということ、個別面談、流れは一緒なのですが、その中で保護者の方、教職員の方々の標準的な役割を例示いたしました。ただ、こちらは右側に小さく※印で書いておりますが、実際に自校調理方式で栄養教諭、学校栄養職員が配置されているという標準的なパターンを想定した一例でございまして、実際は様々な教職員の配置ですとか、設備条件といったものによって異なるわけでございます。

そこで、この標準的な役割分担を基に、各学校でアレルギーの児童生徒ですとか学校の状況を基に、最良の体制を検討していただきまして、教職員の体制を明確にして



いただきたいと考えておるところでございます。

また1枚目に戻らせていただきたいと思います。今、真ん中の段の予防体制について説明しておりましたが、その3つ目「職種、役割毎の研修の充実」につきましては、養護教諭やエピペンを持つ児童・生徒の学級担任に対する従来から実施しております研修に加えまして、学校栄養職員の役割にも留意した栄養士を対象とする研修を実施いたしまして、予防体制の充実を図ってまいります。

次に、緊急対応の確立でございます。「緊急時の役割分担の明確化」「日頃から緊急時対応シミュレーションを実施」につきましては、右側に「緊急時対応フローチャートの作成」「リーフレットの作成による周知」とございますが、具体的には、2枚目をおめぐりいただきたいと思います。先ほど左側の上半分を説明させていただきましたが、左下の緊急時における教職員の役割分担を明確化いたしまして、あらかじめシミュレーションをしておきます。

右側に具体の緊急時対応のフローチャートがございますので、こちらを御覧いただきたいと思います。右側に「発見者」とありますが、まず、緊急時に大声を出して人を呼ぶですとか、子供に呼びに行かせるということで、必要な教職員を集めるということが重要でございます。

左下のポイントにも書いてございますが、管理職がリーダーとなりまして、短時間で対応できるよう、まず複数人数で分担する、緊急性が高いアレルギー症状については5分以内に判断をし、緊急性がある場合については直ちにエピペンを使用する、そして、119番通報を行うことが必要であるということでございます。これが緊急時の対応でございます。

また1枚目に戻ります。1枚目の資料の中の「研修を通じての実践対応力の醸成」についてでございますが、こちらにつきましては養護教諭やエピペンを持つ児童・生徒の学級担任に対しまして、実技研修を行っていくものでございます。こうした教育庁の取組につきましては、中段の右側にございますけれども、6月21日、東京都のアレルギー疾患対策全般を検討しております福祉保健局で行っている東京都アレルギー疾患対策検討委員会にも報告して了承されたところでございます。また、都の検討結果につきましては、先日発表されました調布市の事故再発防止委員会の報告の内容と

も整合性をとって進めておるところでございます。

さらに、今後でございますけれども、2学期以降、各学校での取組が開始されるわけでございますけれども、秋には実施状況について調査を行っていきたいと考えております。

一番下の段で、これまでの経過と今後のスケジュールということでございますけれども、教育庁内の検討会につきましては、5月に2回開催いたしまして、この結果について6月に東京都アレルギー疾患対策検討委員会に報告をしたところでございます。先ほど申し上げましたように、調布市の事故再発防止検討委員会の報告につきましては、先日新聞でも報道されましたが、7月23日に公表されたところでございます。

本日、教育委員会に報告いたしておりますけれども、本日午後、メディアにも説明し、後日、区市町村教育委員会への説明も予定しておるところでございます。そういった中で2学期以降の各校での取組が開始できるようにしていきたいと考えております。

医師会につきましても、医師による「生活管理指導表」の適正な記載と学校現場に対する正確な医療情報の指導につきまして依頼したところでございます。また、教職員に対します研修については、この検討を行う前から一刻も早くということでもう既に始めておるわけでございますが、これからも順次進めてまいりまして徹底してまいりたいと考えております。

参考資料といたしまして、その後に添付しております「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」は、昨日、福祉保健局が発表したものでございますけれども、こちらと「学校における緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応～ガイドライン補足～」と「緊急時対応カード」を付けさせていただいております。こちらは区市町村教育委員会に配布して説明していきたいと考えておりますので、また後ほど御覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何か御質問、御意見はございますか。

【乙武委員】 何点かあるのですが、一つは、エピペンというのはアドレナリン自己注射薬とあるのですが、これを使用するのは医療行為には当たらないという判断でよろしいのでしょうか。

【地域教育支援部長】 こちらについては、医師法第17条の違反にならないということで、その辺は文部科学省と厚生労働省の中できちんと協議されておりまして、その旨、通知をいただいております。

【乙武委員】 2点目ですが、2枚目にいただいた資料の右側「緊急時対応のフローチャート」があるのですが、真ん中より少し下の一番右「教職員B班『連絡』」です。一つ目の星印に「救急車を要請する」というのがありまして、更にその下に「管理職を呼ぶ」とあるのですが、この流れで言うと、救急車は管理職の判断を待たずして現場の教員が呼んで良いという解釈でよろしいでしょうか。

【健康教育担当課長】 補足をさせていただきます。基本的には、右側に症状が幾つか出ておりますので、その段階で一刻を争う事態ですので、エピペンの注射とともに、現場の判断で救急車を呼んでいただく。そのために、事前にこういう形で手順を示させていただいている状況でございます。

【乙武委員】 現場にいた経験から言いますと、管理職の判断を仰がずに現場の教員が救急車を要請するというのはかなり勇気の要ることではあるのですね。だからこそ、こういうのは緊急な事態なので、現場の教職員が救急車を呼んでいいのだということは、かなり強調して伝えた方が現場の迷いは生じずに済むかなと感じました。

3点目ですけれども、実際に私が担任していたクラスにもアレルギーのあるお子さんがいて、もちろん重い症状が出てしまうお子さんもいれば、軽度のお子さんもいて、体調によって出る日と出ない日があるというような曖昧なケースも結構ありまして、今日は体調がいいから食べてみたいということを本人が申し出て、電話でお母様に確認をしたところ、「では、食べさせてみてください」ということで食べさせてみたら、やはり午後になってぶつぶつが出てきてしまったという経験があったのです。

ですので、事前の「生活管理指導表」の辺りで、本人が食べたいと言ったときに、どうすればいいですかというような確認の事項も盛り込んでおいた方が現場の教員は戸惑わずに済むかなということを感じました。

以上です。

【委員長】 その辺、よろしくをお願いします。

【地域教育支援部長】 分かりました。

【内館委員】 2点あるのです。このエピペンというのは私も全く知らなくて、御存じでない方が結構多いのではないかと思うのですけれども、これを読んでいると、これはアレルギーの症状を持っている子供が個々人で常に持っているわけですか。

【地域教育支援部長】 これは個人でお持ちで、これを持って登校されています。

【内館委員】 子供の具合が悪くなったら、子供が自分で打つようにしているわけですか。

【地域教育支援部長】 原則、医師の指導を受け、本人が打ちますが、症状によって子供が打てないときは担任の先生が打つこともあります。ですので、担任の先生が打てるように普段から練習しておいてくださいということです。

【内館委員】 エピペンの取扱いについては今までもずっとやってきたことだったわけですね。

【地域教育支援部長】 先ほど乙武委員からも出ましたけれども、エピペンを打つ行為が医師法第17条に該当するか否かという通知自体が出ましたのもごく最近でございまして、平成21年に通知が出ています。これはガイドラインが平成20年に出まして、そういう面でエピペンは比較的新しい薬ではございますけれども、出たのも比較的最近です。最近、これを持って登校されている子供も右肩上がりで非常に増えておる状況でございます。

【内館委員】 そうですか。

では、もう一つですけれども、小さい版のマニュアルがあります。そこの1ページ目で「15分後に症状の改善が見られない場合、次のエピペンを使用する」とあるのですが、これは1本目でだめだったら、もう1本打つという意味ですか。

【地域教育支援部長】 2本以上ある場合については2本目を打つということで、こちらはアレルギーの専門家も交えた委員会の中で、このような形で出ておりますので、2本ある場合はということでございます。とにかく早く救急車を呼んで、病院に搬送するまでの応急のものでございます。

【内館委員】 15分たっても効かなかったら、医師法違反にならないから、もう1本打つことができるということですか。

【地域教育支援部長】 そういうことです。

【内館委員】 それは大丈夫なのですね。何となく、大丈夫なのかなと思ってしまうのです。

【竹花委員】 内館委員の疑問と同じ疑問があるのですけれども、僕もよく知りませんが、このエピペンというのはどういう効果があるのですか。どういう症状で生じたものを、どう改善するものなのですか。さらに、副作用はありますか。というのは、そういう確信を持っていないと、幾ら医師法違反ではないと言われても、打つ先生は戸惑うのだらうと思うのです。ですから、ここで全体的に欠けているのは、エピペンというものの使用について、エピペンの効能と副作用についてきちんと書かれていないところが少し僕は不十分な点だと思います。

【歯科保健担当課長】 今、御質問のありましたエピペンの反応ですけれども、例えば誤って打った場合でも、アドレナリンですので、血圧が上がるということによって少しのぼせたりということはあるのですけれども、今までお子さんの場合にそのようなことは特に報告がありません。ですので、先ほどから申し上げておりますように、症状がどんどん進行してしまいますので、まずエピペンを打ってくださいということを強調しております。

【竹花委員】 もちろん、対応はそれでよろしいのかと思いますけれども、最近テレビでも「総合診療医ドクターG」とか、いろいろな形で多くの方々が病気に関心を持っておられます。どうしてなのかが分からないと、なかなかきちんとした対応がしにくいということがあると思います。そもそもこの注射をすることによって、こういうアレルギー症状はなぜ改善されるのですか。

【学校健康推進課長】 エピペン自体はアレルギーの原因といえますか、大本自体を治すというのではなく、あくまでもアナフィラキシーショック、重度のアレルギーによってショック状態に陥ったものに対する対症療法、血圧が下がったのを上げるとか、あくまでも対症療法としての薬という位置付けでございます。

【竹花委員】 そのショックというのは、どういうショックなのですか。

【学校健康推進課長】 医学的な話になりますと、アレルギーにより、アナフィラキシーショックという状態になると、血管が開いて、血圧が低下してしまう。血圧が低下しますと、御存じのように、主要臓器に血流が行かないという様々な臓器障害が起きてきますから、あくまでも対症療法、一時的に血圧を上げる、心臓に対する直接作用であったり、血管を少し引き締めることによって血圧を上げるような作用がございいます。

【竹花委員】 それはどのようなアレルギーの原因だろうと同じように血圧が低下するという症状として現れるわけですか。

【学校健康推進課長】 そうです。

【竹花委員】 もしそうであれば、それをしっかりと書いた上で、このエピペンというものを注射することによって、血管を少し収縮させるわけですか。そのようなことをきちんと医学的に正しく書いたものをどこかに載せておきませんか、先生は確信を持ってないのではないかと思いますので、その点をよろしく願っていたと思います。

それから、こういう食物アレルギーの方々が最近非常に増えているのだと聞くのですけれども、現状、あるいは過去と比べて、これがどうかということについては何か資料がありますでしょうか。

【地域教育支援部長】 今手元にありますのは、都内の区市町村立の学校で「生活管理指導表」提出者の中の食物アレルギーの人数を見た場合でございますけれども、直近の平成25年度のデータで1万4,330人ということで、1年前が1万197人、その前の年が8,795人ということで、やはりここ数年、右肩上がりです。

【竹花委員】 今、1万4,000人ですか。

【地域教育支援部長】 1万4,000人です。

【竹花委員】 それは小・中・高合わせてですか。

【地域教育支援部長】 幼・小・中と特別支援でございます。

【竹花委員】 1万4,000人というのは何パーセントぐらいになりますか。

【地域教育支援部長】 幼稚園ですと4パーセント、小学生で2パーセント、中学

生で0.7パーセントということです。

【竹花委員】 そうすると、2パーセントですから、小学生ですと1クラスに1人いるかいないかという感じでしょうか。

【地域教育支援部長】 はい。ただ、年齢が上がるにつれましてアレルギー症状はだんだん治まってくるという傾向がございます。年齢が低いほど症状が出やすいため、幼稚園が高くて、小学校、中学校と割合が低くなります。

【竹花委員】 この間の調布市での事故は小学校でしたか。

【地域教育支援部長】 小学校です。

【竹花委員】 そうすると、小学校の教員の先生たちにとってはかなり重要な知識ですね。

【地域教育支援部長】 そうなると思います。

【竹花委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 このエピペンというのは外国から入ってきたのですね。

【地域教育支援部長】 そうです。

【委員長】 外国ではかなり昔から、私の友人などもアナフィラキシーの人間がいて、エピペンを20年ぐらい前から持って歩いていました。それが日本へ入ってきたということではないかと思えます。エピペンとは言いませんけれども、インジェクション、アドレナリンの注射です。

【山口委員】 もうされているとは思いますが、こういった緊急の対応というときに、他の生徒たちをどのように指導するというか、どういう措置をするか。緊急対応が行われているときに、そこで子供たちがその状況をつぶさに見ているというの、心理的にも余りよくないと私は思います。また、先生たちは、そこにかかりつきりにならなければいけないということもありますので、そういったこともマニュアルに、もう掲載されているとは思いますが、掲載しておく必要があるかと思えます。

もう一つは、アレルギー疾患を持っていない子供たちにも、こういうことがあったり、こういう症状が起きたりすることを知識として教えておくと、先生が気付かないときでも、そういう症状がお隣の子に起きていたときに「先生、ちょっと」というふ

うに声を掛けられるようになるなど、症状が軽いうちに対処できるかもしれないので、もうされているとは思うのですけれども、その辺りのことについてもよろしくお願ひします。

【内館委員】 今、山口委員がおっしゃったことは全くそのとおりだと思います。教室でこういうことがあったら、他の子供はさっと外に出すみたいなことがどこかに明記されていてもいいのではないか。例えば犬がほえるようなせきを試してみたり、おう吐や尿や便を漏らすみたいなことがあったときに、それがきっかけになっていじめなどにつながったりするとすごく困るので、そういうことが書かれていてもいいのではないかという気がしました。

もう一つ、エピペンにこだわるようなのですけれども、2本以上ある場合に2本打つというのですけれども、2本以上あるというのは、子供が2本以上持っているという意味ですか、それともその学校、その場所に備えられているという意味ですか。

【学校健康推進課長】 先ほど部長が申しましたように、これは医薬品ですので、基本的に医者が患者に処方するものになります。したがって、2本持っているということは2本処方されているということです。実際に専門の先生などは、今、委員がおっしゃったような必要性ということを加味して2本若しくは3本処方しています。その2本をどのように保管しているかと申しますと、例えば子供がランドセルに2本持ってくる場合もあれば、1本は学校に預けておくというように、やり方はいろいろあるという形です。

【内館委員】 分かりました。

【委員長】 いずれにしても、新しく導入されたシステムで、使い方を間違えると、私自身もアレルギー体質なので非常に怖いという気がします。くれぐれも遺漏のないようなシステム作りを心掛けていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### (1) 請願について

【委員長】 次は(1)請願についてです。それでは、説明を、指導部長、よろし



くお願いします。

【指導部長】 6月27日開催の第11回定例会で議決されました平成26年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書についての見解に対する都教育委員会への請願につきまして報告をいたします。

昨日7月24日の時点で2つの団体から提出されてございます。一つは、都教委の高校教科書採択妨害を許さない実行委員会、もう一つは、都立高校のいまを考える全都連絡会の二つでございます。

請願事項でございますが、この二つの団体に共通する趣旨が（1）と（2）でございます。教科書の採択においては、現場の教員の意見が最大限、尊重されるべきであるといったしまして、（1）2013年6月27日に議決した「平成26年度使用都立高等学校用教科書についての見解」を撤回すること。（2）といったしまして、東京都教育委員会並びに教育委員各位は、当該議決の誤りを認め、都民並びに関係者に謝罪すること。また、（3）は上の都立高校のいまを考える全都連絡会からの請願事項でございますが、この請願につきまして、直近の教育委員会において協議し、東京都教育委員会及び教育委員各位の見解を文書で示すことといった請願の事項でございます。

請願の理由でございますけれども、3点ございまして、一つは、教育委員会という教育行政機関が自らの考え方と異なるからとして、特定教科書を排除することは検定制度の趣旨に反するものである。行政機関の考え方と異なる考え方を子供に触れさせないようにするということは、学習権の侵害であるということ。（2）といったしまして、扶桑社などの教科書採択の際に、都教育委員会は検定に合格した教科書は全て採択の対象になると説明してきた。今回の見解は、従来の都教育委員会の考え方と異なるものであるということ。3点目といたしまして、実教出版の教科書は検定に合格し、合法的に教科書として出版されている。この採択を排除する法的根拠は存在しない。これは出版・言論の自由の侵害であるという3点でございます。

この請願につきましての回答でございます。1枚をおめくりいただきまして、読み上げさせていただきます。

都立学校の教科書の採択権は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第

6号の規定により東京都教育委員会にあります。

都教育委員会は、各都立学校において、最も適切な教科書が使用されるようにしなければならない責任を有しており、教科書の採択は、採択権者である都教育委員会が、その責任と権限において、適正かつ公正に行う必要があります。

平成24年1月16日の最高裁判決において、国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令は合憲と認められており、実教出版株式会社の「高校日本史A」及び「高校日本史B」にある「一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」との記述は、国旗掲揚・国歌斉唱は、児童・生徒の模範となるべき教員の責務であるとする都教育委員会の考え方と異なるものであり、都立高等学校で使用する教科書としては適切ではないと考えます。

こうしたことから、平成25年6月27日、採択権者である都教育委員会は、委員総意の下、「平成26年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書についての見解」を議決したものです。

回答は以上でございます。

資料の3枚目でございますけれども、参考資料といたしまして都民からの意見を添付させていただいております。請願と同様の趣旨の陳情等が26件、都民の声につきましては合わせまして73件いただいております。参考資料として付けさせていただきました。

説明は以上です。

**【委員長】** ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

**【竹花委員】** この回答はもう行ったものですね。これから行うものですか。

**【指導部長】** これから、今日審議していただいた後、回答するものでございます。

**【竹花委員】** 分かりました。それでは、このとおり回答していただきたいと私は思います。

もう1点、マスメディアの方もおられますから、1点お話をしておきたいと思うのですが、この回答にありますように、教科書の採択は東京都教育委員会の責任と権限において行います。一部のマスメディアの中に、これはマスメディアがそう報

道したというわけではなくて、そう考えられる方の発言として報道されておりますが、今回の議決は教科書の採択について、東京都教育委員会が介入したという表現で意見を述べておられる方々がおられ、それがそのままマスメディアを通じて流れておりますが、介入という言葉は極めて不適切です。元来、他の人に権限があるのに、権限のない者が物を言っていくというのを介入と言います。教科書の採択については、今申し上げたように、東京都教育委員会が責任と権限に基づいて決定するものであります。したがって、介入という言葉は全く不適切でありますので、その点をよく踏まえた上で報道についても取扱いを願いたい。報道機関の方々には、その旨、要請をいたします。

【委員長】 ただいまの質問に対しまして、何か御意見、御質問はございますか。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

8月22日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会は8月22日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催いたします。また、8月第2木曜日の8日は現在のところ議題はございません。

以上でございます。

【委員長】 それでは、ただいまの報告のとおり、8月8日は現在のところ議題がございませんので、開催をしないことにしたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、以上で議事が終了いたしました。取材及び傍聴人の方々は御退室ください。この後、引き続き事務打合せを行いますので、教育委員の皆様はお残りください。

(午前11時20分)